組体操にかかる指針

(令和5年度改訂)

滋賀県教育委員会

組体操による事故は、大きな怪我につながる事が多いことから、児童生徒が組体操に安心して 取り組める内容とし、事故を未然に防止するために、以下の点に留意をして行うこととする。

<u>I 実施の判断について</u>

組体操の実施の可否については、各学校において校長の責任のもと、検討委員会(管理職、 教務主任、学年主任、体育主任、保健体育科教諭、養護教諭等で構成)等の会議を開き、以下 の判断基準・観点をもとに児童生徒の安全を最優先に検討し、総合的に判断する。

実施の判断基準・観点

- ○安全な指導体制について
 - ・組体操の知識や指導経験を有し、指導の中心となる教員の設置。
 - ・指導にかかわる全ての教員が安全に配慮し、段階的な指導や適切な補助ができる体制 の構築。
- ○児童生徒の実態について
 - ・演技する全ての児童生徒の、組体操に必要な支える力や持ち上げる力等の基礎的な体力。
 - ・児童生徒の、集団の一員としてルールを守る、教員の指示を聞く、集中して取り組む 等、学習における規律。

Ⅱ 実施について

組体操を実施するにあたっては、体育科、保健体育科の学習内容との関連を図り、意義やねらいを明確にして取り組む。また、児童生徒の安全が確保されるよう、以下の項目について十分に確認、検討を行い、全ての教員が共通理解を図り指導をする。さらに児童生徒や保護者等へ安全対策や指導体制、内容等について説明をする。

新型コロナウイルス感染症対策については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(2023.5.8~) 文部科学省 に準じて実施する。

1 演技内容の決定について

- ○全ての技について重大な事故につながる可能性があることを十分に理解し、全ての技に おいて技の一つ一つの難易度や危険度などを検討し児童生徒の安全を最優先した内容 となるようにする。
 - ・演技全体の流れ、演技時間等、児童生徒にかかる体力的負荷や精神的負荷を考慮した 内容。
 - ・演技に入れようとする技については、講習会等を行い、技ごとに体の使い方や安全な 補助、危険回避の方法を教員一人ひとりが理解し、指導できる内容。
 - ・特にタワーやピラミッドについては、高さだけを求めるのではなく、確実かつ安全に

実施でき、また補助ができる内容。

○学校の伝統、過去の実績や保護者、地域の期待等にとらわれず、児童生徒の実態に応じ た内容とする。

2 指導計画について

- ○児童生徒の実態に応じた無理のない指導計画を作成する。
 - ・児童生徒にとって過重な負担とならないような時間設定。
 - ・指導時間に見合った技の選定、構成。
- ○技によって、どのような危険性が予見できるのか等、安全対策を組み込んだ指導計画を 作成する。
 - ・技ごとの補助のポイントの明確化。
- ○指導にかかわる教員一人ひとりの役割を明確にし、組織的な指導体制を構築した指導計画を作成する。
- ○指導計画は、事前に十分協議し管理職の承認のうえ作成する。
 - (例) 指導計画表(全体計画、一単位時間毎)、指導役割分担表、演技図等

3 指導の留意点について

- ○日頃から児童生徒に基礎的な体力や運動感覚が身に付けられるよう見通しを持って指導しておく。
 - (例)腕支持感覚、平衡・バランス感覚、逆さ感覚、柔軟性、筋持久性 等
- ○児童生徒に対し、守るべきルールを徹底する。
 - (例) 緊張感を持って集中して取り組む。身だしなみを整える。指示をしっかり聞く。 自由練習はしない。
- ○児童生徒に技の危険性について理解させ、危険回避の方法等を指導する。
- ○技の役割分担は、体格や体力、運動技能、心情等に配慮し、児童生徒との共通理解のも とに行う。
- ○運動の特性に合った準備運動を行う。
 - (例) 首、肩、手首、足首、背中等のストレッチ等
- ○段階的な指導や個別指導を適切に行う。
 - ※「組体操 安全指導のポイント例」 別紙 1 参照
- ○児童生徒が集中できる時間内で指導する。
- ○配慮を要する児童生徒の支援については、指導にかかわる全ての教員が共通理解を図る。
- ○天候や気温、活動場所の状況に応じた指導をする。
- ○児童生徒の体調に十分留意し、無理のない指導をする。
 - (例) 適度な休憩、給水時間の確保
- ○安全確保のため必要に応じて、マット等用具の活用、適切な練習場所の選定等、環境 の整備を図る。
- ○児童生徒の技の習熟度に応じて、適時適切に内容や指導方法を見直し、安全な状態で技 が実施できないと判断される場合には、技の実施を見合わせる。

4 安全管理について

○安全確保のために技ごとの事故事例や事故防止のための指導や補助、危険回避等の方法

について必ず研修等の機会を設け、教員の指導力向上に努める。

- ○学習後毎回「組体操 安全確保のためのチェックリスト」

 別紙2

 を利用し、指導にかかわる教員で、学習の見直しと改善を図り、次の学習に活かせるようにする。
 - ・児童生徒の様子や技の習得状況、事故の恐れのあった場面等の情報共有。
 - ・危惧される事項があれば、原因を究明し演技内容や指導計画の見直し、更なる安全対 策の検討。

5 緊急時の対応について

- ○各学校で作成した緊急対応マニュアルに基づき校内の救急体制(役割分担、配置)や医療機関、保護者との連絡体制を確認し、全ての教職員の共通理解を図る。
- ○全ての教職員が応急処置について十分理解し、対応できるよう研修等の機会を設ける。
- ○児童生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかに負傷者への対応をする。
- ○重症事故事案の場合は、教育委員会へ報告する。

Ⅲ 検証について

組体操を実施後、意義やねらいの達成状況や本指針に基づいた安全指導等について検討委員会 等で検証を行い、その成果と課題を次年度に反映できるようにする。